

庄原市行政評価シート

平成 **26** 年度評価

事務事業名		出産祝い金			
実施期間	平成 17 年度 ~ 平成 年度 (終期の設定のない場合は、終期を空白)	所管課	児童福祉課		
長期総合計画	04-01-01	心と体の健康づくりで命が輝くまち(保健・福祉・医療)	児童福祉の充実	計画的な施策推進	
予算科目	会計 01 一般会計	款 03 民生費	項 02 児童福祉費		
	目 05 子育て支援事業費	事業 1805 子育て支援事業			
対象者	保護者で、出産後3年以上庄原市に在住しようとする者			対象者数など	
根拠法令・計画等	庄原市出産祝い金交付要綱(平成17年庄原市告示第187号)				
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/life/parenting/post-25.html				

実施目的	本市において誕生した子(出生児)をお祝いするとともに、次代を担う子の健やかな育成と保護者の経済負担の軽減を図る。
事務事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> 出生児とは出生後60日までの者で、市内に住所を有し、出生時に庄原市の住民基本台帳に記載されている者 保護者とは市内に住所を有し、出生児と同居及び養育している者 祝い金の交付額は、第1子及び第2子 20万円、第3子以降 35万円 ※庄原いちばん計画において子育て支援に関する祝い金が見直され、出産祝い金を減額し、その減額分を入学祝い金などの支援策に活用することとしている。(平成27年4月から 出産祝い金は第1子及び第2子 15万円、第3子以降 25万円となり、平成26年4月から入学祝い金【新設】小学校入学時 2万円、中学校入学時 3万円とする。) 出産の日から起算して60日以内に申請するものとする。 祝い金は、交付申請を受けた日の翌月末に交付するものとする。

年度別実績概要	
平成 23 年度	交付件数 246件 交付額 57,900千円
平成 24 年度	交付件数 239件 交付額 56,350千円
平成 25 年度	交付件数 251件 交付額 59,950千円

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	H 23	H 24	H 25	合計		
	事業費	祝い金		57,900	56,350	59,950	174,200	
						0		
						0		
		事業費計	57,900	56,350	59,950	174,200		
財源	国県補助金					0		
	地方債					0		
	その他					0		
	一般財源		57,900	56,350	59,950	174,200		
実績 (アウトプット)	指標名称		単位	基準値	H 23	H 24	H 25	合計
	1	祝い金交付件数	件		246	239	251	736
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	出生数	人		248	246	256	750
	2							0
	3							0
								0
備考								

事務事業名	出産祝い金	所管課	児童福祉課
-------	-------	-----	-------

評価項目		所管課評価	市民意見	評価委員会	評価分布			
分布は、A+1,B:0,C-1で総回答数で割り、小数点以下四捨五入。ただし、A-C又はC-AがBより多い場合は'A,C'に補正する					市民意見		評価委員会	
優先度		C	B	B	分布	平均	分布	平均
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				8		2	
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				6		3	
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				5	0	2	0
認知度		A	B	A	分布	平均	分布	平均
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				4		4	
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				13		3	
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				2	0	0	1
有効性		B	B	B	分布	平均	分布	平均
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				7		1	
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				6		4	
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				6	0	2	0
受益者満足度		A	B	A	分布	平均	分布	平均
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				3		6	
B	どちらともいえない。				2		1	
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか。)				2	0	0	1
市民(納税者)納得度		B	B'	B	分布	平均	分布	平均
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				4		2	
B	どちらともいえない。				2		4	
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				6	0	1	0
代替性		A	A	A	分布	平均	分布	平均
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				16		7	
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				1		0	
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				2	1	0	1
まちづくり基本条例適合性		B	B	B	分布	平均	分布	平均
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				3		1	
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				9		4	
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直す(終了を含む。)事業である。				7	0	2	0

所管課評価	事業見直し
--------------	--------------

評価詳細	市単独の交付金であり、市内での消費が適当と考えるが、市外での消費や子育て費用以外への充当も指摘されていることから、現金給付ではなく地域通貨(商品券等)での支給について意見を求める。 また、市税等の滞納者については、祝い金を交付しない又は滞納金への充当を検討する。
------	--

所管課が課題と考える内容	出産直後の転入者(児)は支給対象とならない一方で、支給後の転出などもあり、均衡を失う場面がある。 また、対象者要件に「市税、納付金等の完納」を規定していないため、滞納がある保護者にも交付している。
--------------	---

市民意見(プラモニ)	※市民意見は、意見数集計のみを評価とします。(プラモニとしての総括評価はありません。) ※全意見は、ホームページに掲載しています。
-------------------	--

意見数分布	現行どおり	拡充	見直し	縮小	終了	総回答数
	1	3	10	3	2	19

主な意見	【拡充】 ・乳幼児医療を義務教育まで、延長することで、拡充の意味も込めて欲しい。祝い金:2分割の支給、例えば1回目は出産直後、2回目は半年~1歳の誕生日くらいに支給ではどうか。
	【見直し】 ・現金というのは、何処でも使えるものであり、庄原市以外での利用が可能。現金から、市内の企業・事業所で利用可能な金券・引換券として市内でお金が利用される仕組みにかえるべきだと考える。 ・所管課の評価のとおり、現金給付ではなく地域通貨(商品券)等で実施されると良い。また、市税等の滞納者については、当然、祝い金の支給はせずに、滞納金への充当すべき。その他、出産前後の転入転出が不平等に扱われないように、配慮を求めたい。基本は庄原市民が対象だと思います。 ・自分においては非常に助かりました。市税等の滞納者には確かに払うべきではないのかもしれませんが。 ・受益者としては非常にありがたいが、あってもなくても効果は変わらないと思う(もらえるものはもらっておけタイプの助成金)。子育てに力を入れていますが、と広報することはできると思う。しかし、担当者の評価でもあるように、就学時の学用品引換券(制服、カバンなど)に当てる方が有効的だと考える。地域通貨での交付は、必要なものが庄原で買えないというデメリットがあるので、あまり効果が期待できない。 ・出産祝い金よりも、市内でお産ができる産婦人科の再開などに資金をさくべきと考える。 ・事業自体は、友人から以前娘が出産した際助かったと聞いたこともあり、必要な事業だと思います。ただ、担当課に評価されているようなケースについては、(当然のことながら)早期に見直し・改善されるべきだと思います。 ・一般的に出生に関する費用がどのくらい必要なか未確定であるが、祝い金の交付については大賛成です。交付の対象として、出生者を庄原市民と認める範囲の確定や親が滞納者である場合は原則交付しない等の規定は必要と考えます。
	【縮小】 ・金額を大幅に縮小して、地域通貨にし、税金で行っている事業なので、滞納者に出さないのは当然。入学祝金の額はもう少し増やしてもいいと思います(こちらも地域通貨で)。 ・こんな高額では、ばらまきと思います。滞納者への支給は、納税者として納得できません。地域経済のためにもぜひ地域通貨にしてほしい。他の補助金も
	【終了】 ・子供を持つ親は病院費の中学校終了まで助成の意見が多い。障害(がい)者に対し今の半分の医療費の助成。

事務事業名	出産祝い金	所管課	児童福祉課
-------	-------	-----	-------

行政評価委員会評価 事業見直し	※行政評価委員会の摘録(会議内容)は、ホームページに掲載しています。
------------------------	------------------------------------

総括意見

市全体で出産に祝意を示し、子育てを支援することは非常に重要であり本事業も継続すべきと考えるが、下記の事項について見直しの検討をされたい。

- ・現状の出産祝い金としては、支給額の減額(市民感覚からすると高額であると思われるため)。ただし、削減された財源は、他のより有効な子育て施策(入学祝い金等)への活用に留意されたい。
- ・支給時期について、公平性が保たれ、より市民に満足感が得られるような段階的な支給を検討すること。
- ・市税等の滞納者については、不交付又は滞納金への充当など
- ・所得制限の設定(交付要綱で保護者の経済的負担の軽減も目的と規定されているため)。
- ・地域通貨での支給は、事務量の増大・利用者のリスク等を慎重に検討されたい。仮に実施するのであれば、試行・利用者意見の把握が必要と考える。

▲ ※委員会における最終的な評価として総括したものであり、最も分布の多い評価を優先するものではありません。

評価分布	現行どおり	拡 充	見 直 し	縮 小	終 了
		1	5	1	

各委員の意見

【拡充】

①・少子化対策として重要な事業と思う。

- ・むしろ、入学祝い金等の充実を図り、子育て支援の強化が望まれる。
- ・地域内消費等については、こだわるべきではないと思う。
- ・税の滞納者については、公平性の面から対象外とすべきである。

【見直し】

②・出産をお祝いする目的も重要ですが、2段階支給、就学児の学用品引き換え等を方法を検討して、乳幼児期の子育て支援の意味合いを持たせてはどうでしょうか。こうすることで、転入や転出の不公平感も減るのではないのでしょうか。

- ・市税滞納者には、支給しない方がよい。(特別に事情のある人は除く)
- ・地域通貨(商品券)等の導入も検討すれば良いが、全額を(早い段階で)、すべてこれにしてしまうことに、色々な意味で抵抗がある。(理由 受給者の選択の幅、貯蓄へ回したいという希望、商品券の使いやすさ等)必要な物が市内で入手でき、選択の幅がある程度確保される時点で、まずは部分実施を望みたい。最初から、全額地域通貨とするより、一部現金を残しても良いと思います。受給される方の状況を見て全体を地域通貨の方向にしていくと良いと思います。

③出産祝い金事業により、人口減少、少子化に寄与しているのではあろうが、費用対効果で考えるとその効果割合は低いと考えます。

何故ならば、祝い金の有無により出産に結びついていると考えにくく、頂ければ助かるしありがたいと思うが、本当に求められ、市民が願う事は、生まれてくるこどもたちを庄原で出産し、子育てして良かった、助かったと思っていただける事だと思います。

従って、こどもの医療、出産費用、育児支援、子育て支援に予算を配分し、祝い金は半分以下の金額でも良いと考えます。

④次代を担う子供とはいえ、出産祝い金としては高額だと思います。転入・転出等を考慮し、公平性を考えれば、出産祝い金3万円、小学校入学祝い金5万円、中学校入学祝い金5万円が妥当ではないかと思えます。また大切な税金ですので、市税等の滞納者には支払ってはいけないと思えます。

⑤・出産を祝う気持ちは感謝すべきで、受益者にとっては、とてもありがたいことだと思う。市税等の滞納者へは支給しない、滞納金への充当にすべきだと思う。

- ・庄原市民として定住している家庭への助成金(小学校、中学校入学祝金)への見直しはどうか。
- ・産科再開、小児科維持への、資金利用を活用してはどうか。
- ・地域通貨(商品券)等になると、事業主、行政ともに、使用可能店舗の指定、換金等の仕事量が増え負担にはならないか、考慮が必要ではないか。

⑥庄原で子育てをする家庭に対しての祝金であればこの事業を続けていただきたいと思えます。滞納者や出産後の転入者、祝金のあり方、給付方法など市民の方の意見も大切かと思えます。地域通貨については、事務量を考えると現行どおりでよいと思えます。

【縮小】

⑦祝い金としての適正な金額への見直しと、保護者の経済負担の軽減を図るためとしての所得制限の導入が必要と考えます。お祝いを地域通貨とされるかどうかは市が判断されればよいと思えます。滞納者への交付は検討が必要と考えます。

今後の事業実施の方向性 事業見直し	
--------------------------	--

詳細

平成27年4月1日から見直し

- ・保護者が出生前一年間住所を有していない場合は、一年間住所を有した後に交付

なお、平成27年度の支給額の減額は、平成26年度から開始した入学祝金の財源として減額するものであり、本評価に基づく減額ではない。